教職員定数の改善並びに義務教育及び新型コロナウイルス感染症対応に係る確実な財源保障等に関する意見書

社会の変化に伴い学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、教師の長時間勤務の看過できない実態が明らかになっている。また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、本年3月以降、全国の学校で一斉臨時休業が行われるなど、学校現場では感染症対策と子どもたちの学びの保障が喫緊の課題となっている。

その中で、我が国の学校教育が挙げてきた大きな蓄積と高い効果を持続可能なものとし、新学習指導要領を円滑に実施していくため、「学校における働き方改革」が進められている。国の指針に基づき、全国の教育委員会が教育職員の在校等時間の上限方針を定め、今後実効性ある取組を行っていく中、この改革を推進しながらより質の高い学校教育を実現するためには、学級編制の標準の引下げや加配の充実など教職員の定数改善が必要である。

また、義務教育については、地方公共団体の財政事情により格差が生じることなく、「教育の機会均等」と「教育水準の維持向上」が図られる必要があり、義務教育費国庫負担金及び地方交付税が重要な財源となっている。そのため、国の責任において、財源が確実に保障される必要がある。

よって、国におかれては、地方教育行政の実情を十分認識され、地方自治体が計画的に 教育行政を進めることができるとともに、新型コロナウイルス感染症への対応が長期化する中、地方自治体が子どもたちの学びの保障と安全・安心な環境整備を確実に行うことができるように、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

記

- 1 学級編制の標準の引き下げや加配の充実など教職員の定数改善を推進すること。
- 2 教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担金及び地方交付税について、財源の拡充も含め、所要の財政措置を講じること。
- 3 オンライン教材経費その他人的配置等の学びの保障及び感染症対策に係る財源を確実に確保するとともに、感染症の状況に応じ機動的に予算措置等を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月23日

熊本県議会議長 池 田 和 貴

衆 議 院 議 長 大 島 理 森 様 様 参 議 院 議 長 山 東 昭 子 様 内 閣総 理 大 臣 安 倍 晋 三 様 様 総 務 大 臣 高 市 早 苗 様 様 財 務 大 臣 麻 生 太 の 様 文 部 科 学 大 臣 萩生田 光 一 様